

御 説 明 資 料  
(法人税改革の議論)

平成26年5月20日

## 法人税改革を巡る経緯と今後のスケジュールについて

- 平成26年1月22日 スイス・ダボス会議にて、安倍総理が「本年、さらなる法人税改革に着手します。」と表明。
- 1月31日 衆・予算委 塩崎恭久議員の質問に対し安倍総理が「政府税制調査会において、専門的な観点から、法人実効税率のあり方、課税ベースのあり方、政策効果の検証、他の税目との関係などについて、来月(2月)にも検討を開始させたい」と答弁。
- 2月13日 政府税制調査会総会開催。法人課税DG(ディスカッショングループ)(座長:大田弘子委員)の設置を決定。
- 3月12日 第1回法人課税DG(法人課税の改革にあたっての論点の整理)
- 3月31日 第2回法人課税DG(欠損金の繰越控除制度、受取配当等の益金不算入制度の見直し)
- 4月14日 第3回法人課税DG(政策税制の見直し、加速度償却の見直し)
- 4月17日 自民党税制調査会正副(諮問会議民間委員からの意見聴取)
- 4月24日 自民党税制調査会正副・小委(法人課税)  
第4回法人課税DG(地方法人課税)
- 5月 9日 第5回法人課税DG(中小法人・公益法人等)
- 5月12日 基礎問題小委
- 5月16日 第6回法人課税DG(論点整理)
- <今後の予定>
- 6月上旬 G7サミット
- 6月下旬 骨太の方針取りまとめ

平成25年12月12日  
自由民主党  
公明党

## 第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

法人実効税率のあり方について検討を行った。わが国経済の競争力の向上のために様々な対応を行う中で、法人実効税率を引き下げる環境を作り上げることも重要な課題である。その場合、税制の中立性や財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による財源確保を図る必要がある。また、産業構造や事業環境の変化の中で、法人実効税率引下げと企業の具体的な行動との関係や、現在の法人課税による企業の税負担の実態も踏まえ、その政策効果を検証することも重要である。こうした点を踏まえつつ、法人実効税率のあり方について、引き続き検討を進める。

世界経済フォーラム年次会議冒頭演説（抄）  
～新しい日本から、新しいビジョン～  
平成 26 年 1 月 22 日 スイス・ダボス、コンGRES・ホール

（和文）

法人にかかる税金の体系も、国際相場に照らして競争的なものにしなければなりません。

法人税率を、今年の 4 月から、2.4%引き下げます。

企業がためたキャッシュを設備投資、研究開発、賃金引上げへ振り向かせるため、異次元の税制措置を断行します。

本年、さらなる法人税改革に着手いたします。

（英文）

We must also make the tax system for companies internationally competitive.

We will reduce the corporate tax rate by 2.4% from April this year.

We will also encourage companies to use the cash they have gathered towards capital investment, R&D, and raises in workers' salaries.

To do this, we will put tax incentives into place in a way completely different from before.

This year, we will set about further reform on corporate tax.

## 安倍内閣総理大臣記者会見(抜粋)

平成26年3月20日

(記者)

法人税の実効税率の引下げについてお聞きしたいのですけれども、2015年度から始めたいという考えでしょうか。それで、レベルについてなんですけれども、25%まで引き下げるべきだという提案がありますけれども、この点についてのお考えをお願いします。

(安倍総理)

法人税の実効税率の引下げについては、いろいろな御意見があります。法人税については、本年4月からは法人税率を2.4%引き下げ、設備投資減税や研究開発減税も大幅に拡充をいたしました。本年1月のダボス会議で申し上げたように、今般、更なる法人税改革に着手することとし、政府税制調査会における議論も開始をいたしました。

結論ありきではありませんが、他方、雇用を守り、成長を続けていくためにも、企業の国際競争力の観点も重要であります。先般の経済財政諮問会議においても我が国経済の活力といった観点から、活発な議論が行われました。今後、産業構造も含めた大きな議論を行い、グローバル経済の中での競争なども考えながら、例えば、法人実効税率の在り方、課税ベースの在り方、そして政策効果の検証、他の税目との関係といったことを含めて議論を深め、検討を進めていきたいと考えています。

平成26年度第4回経済財政諮問会議 安倍総理御発言(抜粋)

平成26年4月4日

今回も法人税率の議論があった。2013年度については6月末ぐらいに税収が明らかになってくるが、アベノミクスの成果としての果実がどれぐらいになっているのかが確定してくるので、議論だけの話ではなくなるだろう。

その中において、果たしてどれぐらい税収が増えたのか。弾性値がどうなっているのか。あるいは欠損企業のパーセンテージがどれぐらい変わってきたのか。そして繰越欠損金が縮減されることで納税企業が増えてくるので、来年度、再来年度に果たしてどれぐらい成果があり、それを税にどう配分していくのか、また、配分できるのか。また、法人税への配分が経済成長や株価にどのような影響を与えるのか。これらについて、分析をしていくことが必要であり、その分析を通じてしっかりと地に足のついた議論もできるだろう。

1. これまでの議論を踏まえて、次の点を出発点にしてはどうか

(1)法人税改革の目的を明確にして取り組む

国内外の企業が日本に立地する魅力を高めることで、将来の雇用が生まれる法人税は、投資や配当や賃金を通して家計に結びついている企業の国際競争力を高め、国内への企業所得の還流を増やす

(2)法人税の税率引き下げが必要である

日本の法人税率は国際相場に照らして高い  
法人税収への依存度が高い

(3)法人税の構造改革により、企業活動や業種に対して中立て簡素な法人税にする

課税ベースを拡大して広く薄い税にすることで、新産業や新規開業が起こりやすくなり、産業の新陳代謝が促される

(4)単年度・法人税の枠内だけではなく税収中立をはかる

単年度ではなく中期的に税収中立をはかる  
法人税の枠内ではなくより広い税目で税収中立をはかる  
国税の枠内ではなく地方税も含めて税収中立をはかる

2. 法人税の構造改革のためには、課税ベースの拡大が不可欠である。企業の選択を歪めない公平な税にするために、とくに次の点を見直すべきではないか

(1)租税特別措置はゼロベースで見直すべきではないか

(2)減価償却制度や繰越欠損金制度を見直して課税ベースを拡大することが必要ではないか

(3)一部の黒字法人に税負担が集中する要因を検証し、歪みがあれば是正すべきではないか

3. 地方法人課税について望ましいあり方を検討すべきではないか

(1)地方税は行政サービスの費用を分担するものであり、法人への過度の依存は望ましくないのではないか。また、法人間でも、より広く分担すべきではないか。

(2)地方税収の偏りや不安定を改善するため、法人税改革と地方税改革はあわせて検討することが必要ではないか

4. 目標や行程を考えながら議論すべきではないか

以上

## 法人課税の改革に当たったの論点の整理

～各委員からのご提案～

### 1. 法人課税の改革の目的

- 産業構造を含めどのような経済社会を目指し、これを実現するためにどのような成長戦略（産業政策）を実施し、その中で法人課税の改革をどのように位置付けるのか整理
- その際、法人課税の改革の目的は何か（立地競争力の強化なのか、設備投資の促進なのか、わが国企業の競争力強化なのか、産業の新陳代謝の促進なのかなど）を明確化
- その上で法人課税の改革の目的と整合的な形で手段を選択
- 法人課税の改革の趣旨・目的及び効果についての国民に対する説明

### 2. 検討の範囲

- 国・地方を合わせた法人課税の改革
- 関連する他の税目を包括した税制の改革

### 3. 税率のあり方

- 税率の意義（法定税率、平均税率、限界税率）と税負担の関係
- 法人課税以外の負担の検証

### 4. 課税ベースのあり方

- 公平、中立、簡素な法人課税の構築
- 赤字法人問題への対応
  - ・ 欠損金の繰越控除制度
  - ・ 外形標準課税
  - ・ 代替ミニマム税
- 租税特別措置
- 中小法人等課税（法人なり問題を含む）
- 公益法人等課税

- 法人税（国税）と地方法人課税との関係
  - 受取配当の益金不算入制度
  - 減価償却制度
  - 国際課税（BEPS など）
5. 地方法人課税の改革
- 応益課税としての地方法人課税のあり方
  - 外形標準課税の強化
  - 法人住民税法人税割の交付税原資化等による地方法人課税の偏在是正の方向性（与党税制改正大綱）との整合性
- ※ 上記の地方法人課税の見直しについては、地方財政審議会「地方法人課税のあり方に関する検討会」報告書で示されている方向性との整合性
- 代替財源確保の観点からの住民税・固定資産税等の見直しとの組合せによる地方税体系の改革
6. 他税目との関係（新税を含む）
- 所得課税（資本所得課税、給与所得控除など）との関係
  - 資産課税との関係
  - 留保金課税の検討
7. 財政の健全化との両立
- 2020年プライマリーバランス目標の達成
  - 税収中立の考え方
8. 政策効果
- 税制改革や規制改革等による産業競争力の強化
  - 税率と法人税収の関係の検証（諸外国の動向の検証）
9. 改革の工程

(参考) 各委員のご意見の整理

1. 法人課税の改革の目的

- 産業構造を含めてどのような経済社会を目指し、その中で法人課税改革をどう位置付けるか
- 成長戦略の目指すべきもの、産業立地競争力、生産性向上、法人課税を含む課税のあり方と産業政策の課題
- 法人課税改革の目的の明確化（立地競争力か、設備投資促進か、諸外国企業と比べた競争力か）
- 産業再生と財政再建の両立
- 「好循環」をもたらす産業政策として展開
- 成長戦略がねらいとする国民の所得水準の向上にどう結びつけるか（企業の生産性向上、不採算事業からの撤退と産業の新陳代謝促進など）。
- 法人課税改革の必要性（経済のグローバル化、成長力の促進、課税ベースの適正化（拡大）、税制の簡素化など）
- 「企業・人が最も仕事をしやすい国」という観点から法人課税等をどのように考えるか。
- 地域社会や地域経済を支えている存在である中小企業が、活力を持つためにはどのような税制が考えられるか。
- 地方の産業政策のあり方をどう考えるか。
- 日本企業の課題と法人税改革のあり方（中小企業の生産性向上等）
- 国民の享受するメリットに関する納得的な説明が必要

2. 検討の範囲

- 国・地方をあわせた法人課税の改革
- 所得税、住民税・固定資産税等の他の税目を包括した改革

3. 税率のあり方

- 税率は、法定税率、平均税率、限界税率に整理される。実効税率の

議論では、全ての法人に適用される一つの税率があるような印象を与えるが、実際にはそうではない。税率については複眼的な角度から捉える必要がある。

- 政策目的を明確にした上で、政策目的と改革手段（限界税率か平均税率か等も含め）の整合性を検証すべき。
- 法人課税以外の負担も検証すべき。

#### 4. 課税ベースのあり方

- 課税ベース拡大と歳出削減との一体改革
- 赤字法人問題（欠損法人の実態の検証を含む）
  - ・ 欠損金の繰越控除の見直し
  - ・ 応益原則や法人間の公平性の観点からの是正（外形標準課税の強化など）
- ・ 代替ミニマム税の検討
- 租税特別措置の見直し（法人への優遇税制を見直すことは、税制改革への国民の信頼を確保するためにも、極めて重要）
- 減価償却制度の見直し
- 受取配当等の益金不算入制度の見直し
- 中小・零細企業課税の見直し
- 公益法人等課税の見直し
- 法人税（国税）と地方法人課税との関係（事業税の損金算入など）
- 投資、所得移転、資金調達に中立的な税制
- （ドイツを念頭に）課税ベースの異次元的拡大
- 事業体課税
- 国際課税

#### 5. 地方法人税の見直し

- 応益課税としての地方法人課税のあり方
- 外形標準課税（事業税、住民税均等割）の強化
- 法人住民税法人税割の交付税原資化等による地方法人課税の偏在是

## 正の方向性（与党税制改正大綱）との整合性

※ 上記の地方法人課税の見直しについては、地方財政審議会「地方法人課税のあり方に関する検討会」報告書で示されている方向性との整合性

- 代替財源確保の観点からの住民税・固定資産税等の増税などの組合せによる地方税体系の見直し

## 6. 他税目との関係（新税を含む）

- 法人税以外による税収中立化策
- 所得税との関係（給与所得控除など見直しを含む）
- 相続税など資産課税の見直し
- 資本所得（配当所得やキャピタルゲイン）課税の見直し
- ニュージェネラル期に導入された留保金課税の検討

## 7. 財政健全化との両立

- 2020年のプライマリーバランス黒字化目標の達成へのコミット
- 経済活性化・産業再生と財政の健全化の両立を可能とする改革のあり方
- 課税ベース拡大と歳出削減との一体改革
- 社会保障への切り込み
- 税収中立のあり方

## 8. 政策効果

- 税制改革と規制緩和による産業競争力の強化
- 税率と法人税収の関係の検証（諸外国の動向の検証）

## 9. 改革の工程

## 法人税収のGDP比の内訳(2010年)

法人税収のGDPに占める割合は、日本が他国と比べて特に高いわけではない。  
日本の法人税率が高いという批判があるが、税収を構成するもう一つの要素である課税ベースは極めて狭い。

$$\frac{\text{法人税収(国・地方)}}{\text{GDP}} = \text{国・地方を合わせた法人税率} \left( \frac{\text{法人税収(国・地方)}}{\text{課税ベース}} \right) \times \frac{\text{課税ベース}}{\text{法人所得}} \times \frac{\text{法人所得}}{\text{GDP}}$$

	$\frac{\text{法人税収(国・地方)}}{\text{GDP}}$	国・地方を合わせた 法人税率	$\frac{\text{課税ベース}}{\text{法人所得}}$	$\frac{\text{法人所得}}{\text{GDP}}$
日本	3.2%	39.5%	31.9%	25.3%
アメリカ	3.4%	39.2%	49.3%	17.7%
イギリス	3.1%	28.0%	63.4%	17.2%
ドイツ	2.2%	30.2%	48.9%	14.7%
フランス	2.1%	34.4%	47.0%	13.3%
中国	3.2%	25.0%	52.4%	24.4%
韓国	3.5%	24.2%	61.2%	23.5%

(注1)日本の国・地方を合わせた法人税率における地方の税率は標準税率による。

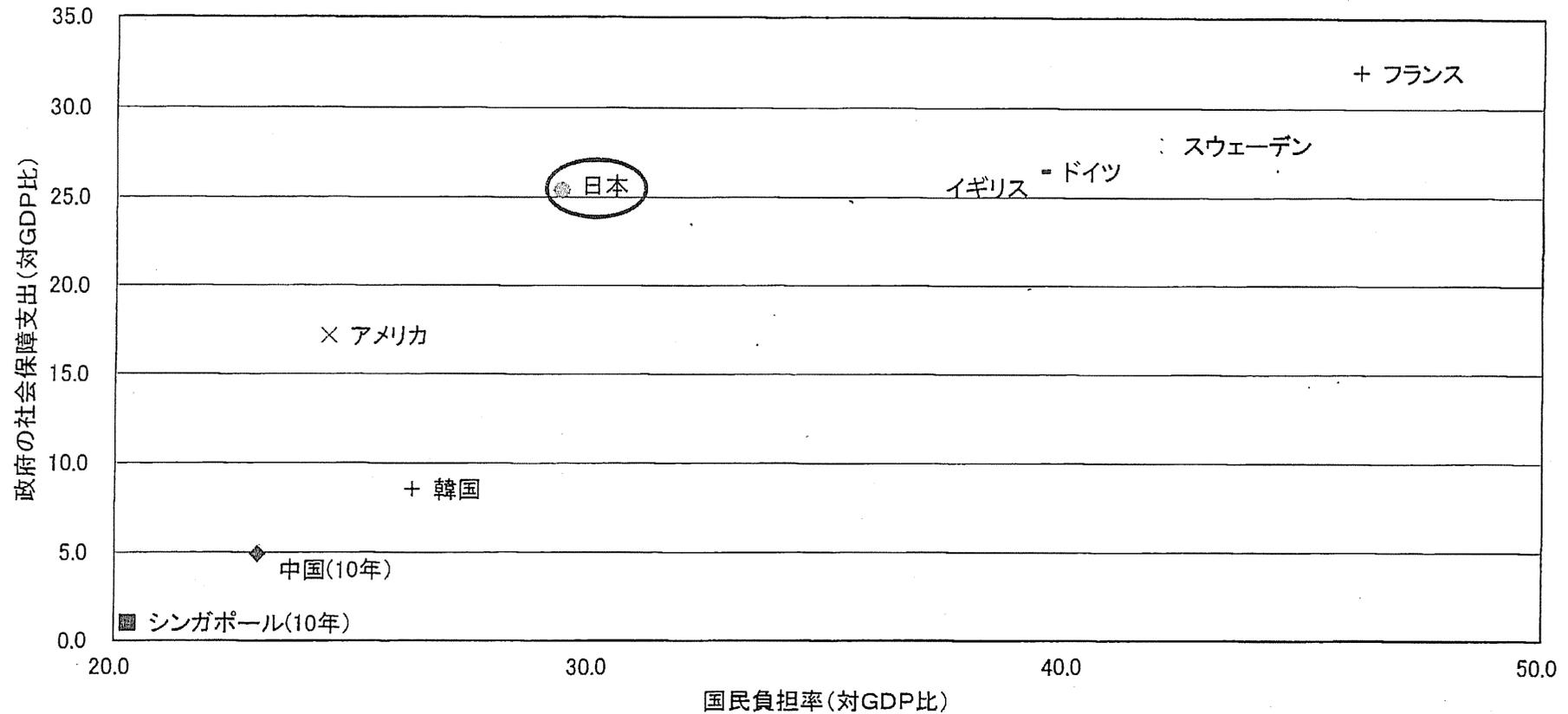
(注2)「課税ベース」は各国の法人税収を国・地方を合わせた法人税率で割り戻したもの。

(注3)アメリカ、ドイツにおいて、法人所得には、法人形態をとらず構成員の所得の段階でのみ課税される事業体(いわゆるS法人や人的会社)が含まれるが、法人税収には同事業体が含まれないため、便宜上、一定の仮定を置いて算出したS法人や人的会社の割合で法人税収対GDP比を計算し直している。

(出典)OECD“National Accounts”“Revenue Statistics 1965-2011”“Tax Database” IMF“Government Finance Statistics”等

## 主要国における社会保障支出と国民負担率の関係(2011年)

韓国、中国、シンガポールは、国民負担率は低いが、社会保障支出の水準も低い。一方で、国民負担率の高いフランス、スウェーデンは社会保障支出の水準も高い。日本は、社会保障支出はイギリス、ドイツと同水準だが、国民負担率は大幅に低い水準。

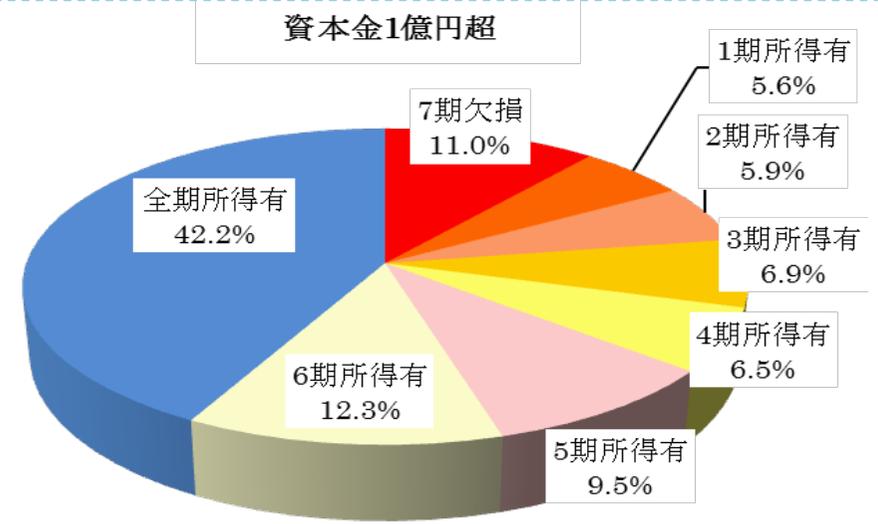
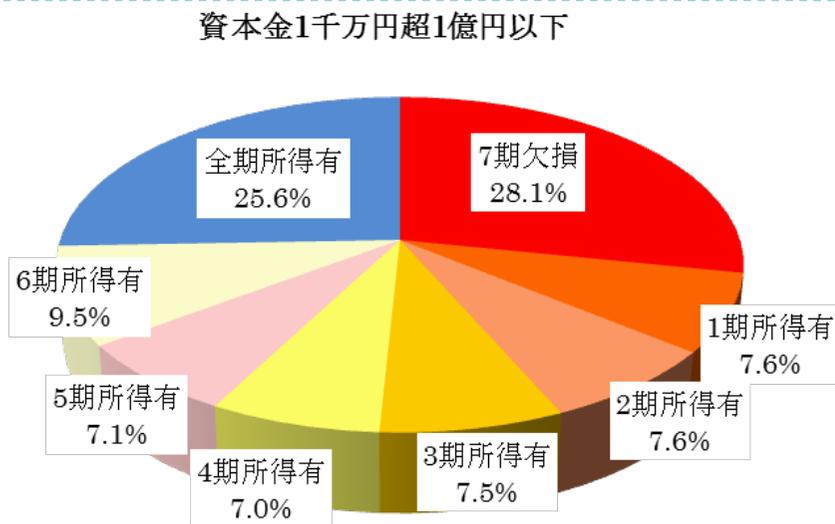
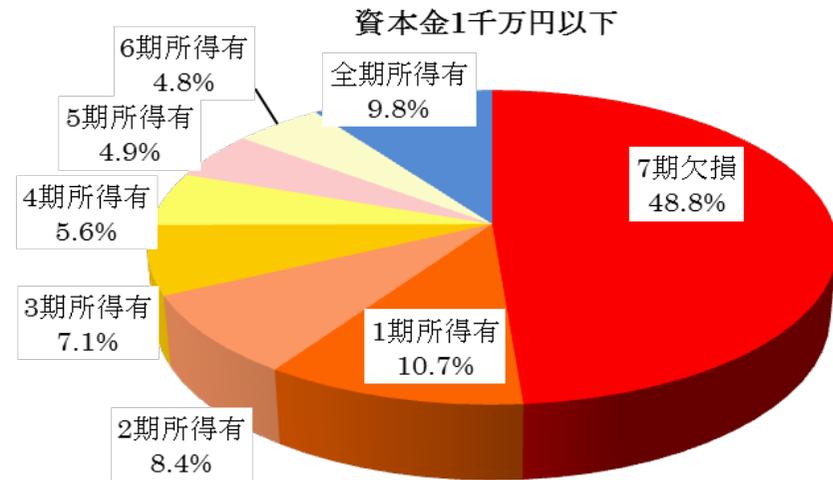
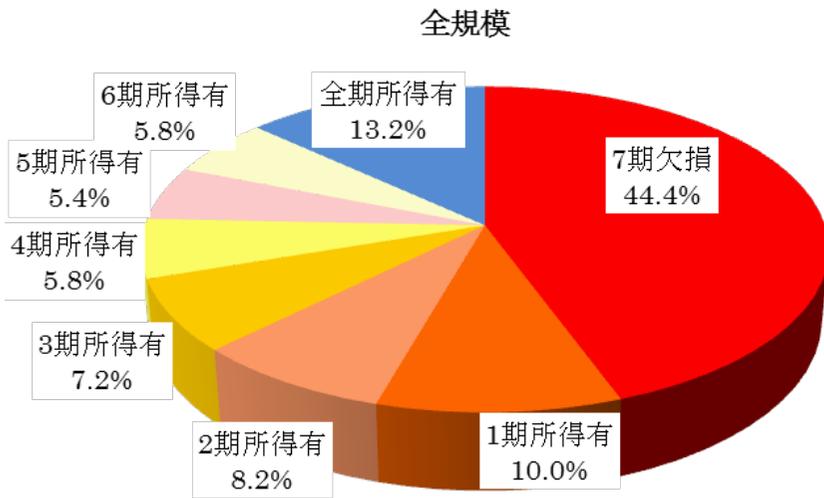


(出所) 国民負担率: OECD諸国はOECD"National Accounts"、同"Revenue Statistics1965-2012"、内閣府"国民経済計算"、中国、シンガポール: IMF"Government Finance Statistics2012"による。

社会保障支出: OECD諸国はOECD"National Accounts"による一般政府ベースであるが、中国、シンガポールについてはデータの制約により、対象範囲が異なることに留意(中国:"2012年全国公共財政決算"による支出額ベース、シンガポール:"2010年中央積立基金財政報告書"による支出額ベース)。

## 欠損法人の状況

- 45%の法人が7期連続欠損、6割程度が5期以上欠損。
- 資本金1億円超の大法人でも1割が7期連続欠損、4分の1程度が5期以上欠損。



(出所) 申告の集計データに基づき財務省で作成

## 欠損金の繰越控除制度の国際比較

(2014年1月現在)

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
繰越期間	9 年	20 年	無期限	無期限	無期限
控除制限	所得の 80% (大法人のみ)	代替ミニマム税 (AMT)の計算に おいて、AMT 課 税所得の 90%	—	所得の 60% 但し、所得の 100 万ユーロ (1.35 億円)まで は全額	所得の 50% 但し、所得の 100 万ユーロ (1.35 億円)まで は全額

# 主要国における法人税率の引下げと課税ベースの拡大措置等について

## イギリス

法人税率の引下げ	主な課税ベースの拡大措置等
1997 年度改正 [33⇒31%] 【▲14 億ポンド】	・配当に係る還付制度の廃止 等 【計 67 億ポンド】
1999 年度改正 [31⇒30%] 【▲7 億ポンド】	・外国子会社合算税制の見直し 【計 1 億ポンド】
2008 年度改正 [30⇒28%] 【▲10 億ポンド】	・機械設備に係る減価償却率引下げ等 【計 17 億ポンド】
2011～15 年度改正 [28⇒20%] 【▲153 億ポンド】	・機械設備に係る減価償却率引下げ(+47 億ポンド) ・銀行税の導入・税率の引上げ(+105 億ポンド) 等 【計 175 億ポンド】

## ドイツ

法人税率の引下げ	主な課税ベースの拡大措置等
2001 年度改正 [52⇒39%] 【▲103 億ユーロ】	・減価償却率の引下げ(+69 億ユーロ) ・過少資本税制の強化(+5 億ユーロ) 等 【計 74 億ユーロ】
2003 年度改正 } 税率引下げなし	・配当による法人税還付の制限(+10 億ユーロ) ・連結納税制度適用の制限(+12 億ユーロ) ・欠損金の繰越限度額の設定(+6 億ユーロ) 等 【計 38 億ユーロ】
2004 年度改正 }	
2007 年に付加価値税率の引上げと所得税の最高税率の引上げにより財政黒字を達成	
2008 年度改正 [39⇒30%] 【▲267 億ユーロ】	・営業税の損金算入否認(+114 億ユーロ) ・支払利子の損金算入制限(+11 億ユーロ) 等 【計 234 億ユーロ】

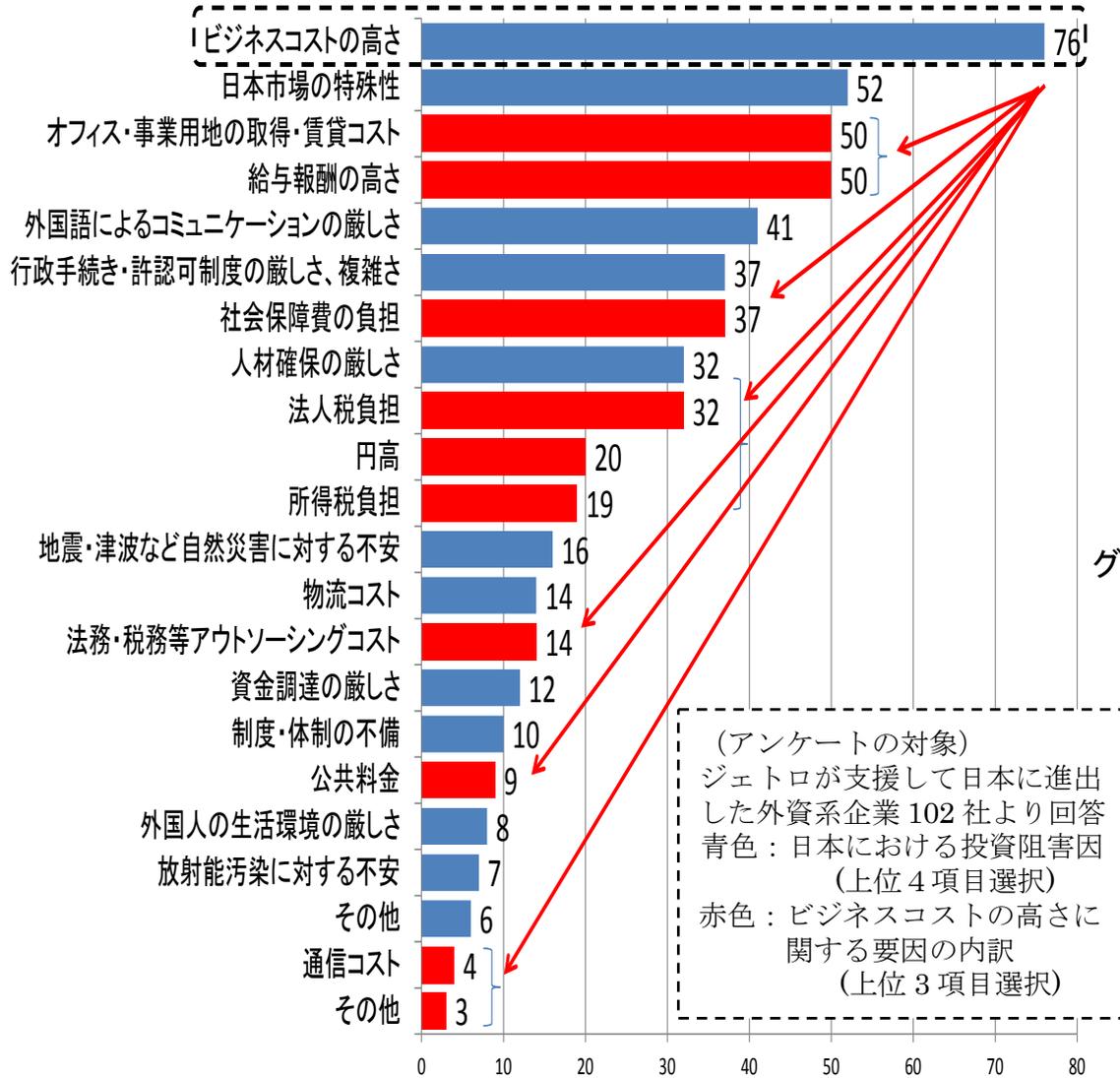
(注) ドイツの法人税率には、連邦と州の共有税である法人税、連帯付加税（法人税額の 5.5%）、市町村税である営業税の税率が含まれる。

## フランス

法人税率の引下げ	主な課税ベースの拡大措置等
1991 年度改正 [37⇒34%] 【▲4 億ユーロ】	・法人の有価証券に係るキャピタルゲイン課税の税率引上げ 【計 4 億ユーロ】
1993 年度改正 [34⇒33.3%] 【▲4 億ユーロ】	・法人概算課税の税率引上げ 【計 4 億ユーロ】 ※ 法人概算課税とは、売上高に応じて一定額を課すもの。法人税を納めない法人に課税する目的で 1974 年に導入。

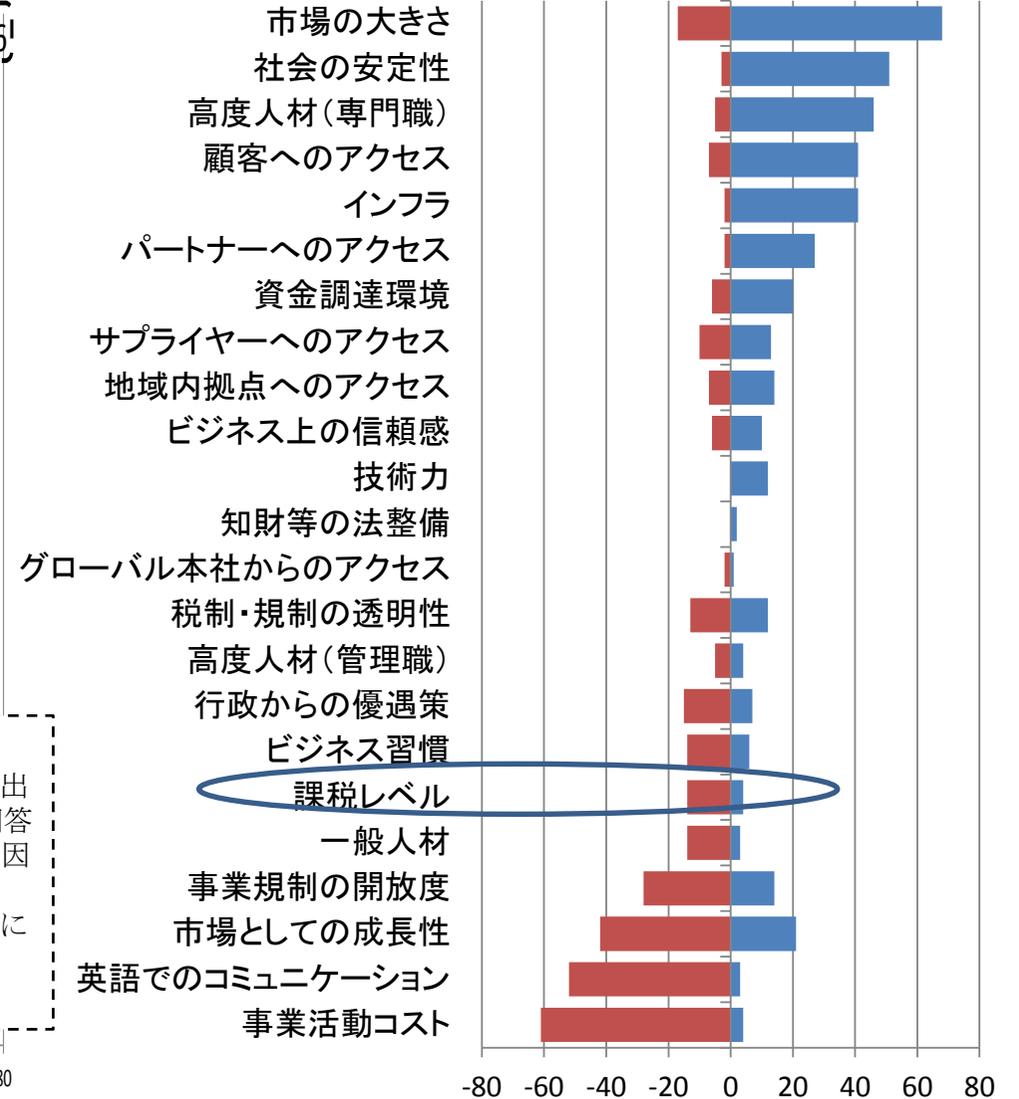
# 日本の立地環境

## 日本における投資阻害要因(外資系企業の声)



(出所) 日本に進出した外資系企業に対する日本における投資阻害要因アンケート調査 (平成 25 年 3 月ジェトロ)

## 日本のビジネス環境の「強み」と「弱み」



(出所) 欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査 (平成 24 年 3 月 アクセンチュア経済産業省委託調査)

## 経済再生と財政健全化の両立に向けて

平成 26 年 5 月 15 日

伊藤 元重  
小林 喜光  
佐々木 則夫  
高橋 進

本年度及び来年度の経済財政運営は、「経済再生」と「財政健全化」の両立を中期的に確立していくために極めて重要であり、以下の方向で取り組むべきである。

1. 政府は、本年度の「骨太方針」において、名目3%程度、実質2%程度の成長の実現に向けたアベノミクスの3本の矢の強化・深化を明示するとともに、歳入歳入両面のさらなる改革を具体化すべき。
  - 機動的な財政運営に向け、「好循環実現のための経済対策」の早期執行を確実にするとともに、27年度予算編成に向けた歳入歳入両面のさらなる改革方針を示すべき。
  - 女性や高齢者の活躍、多様な働き方、グローバル化への対応、イノベーション創造等の重要課題について、成長戦略を一段と強化・深化すべき。また、対内直接投資が活発化し、イノベーションが創出される、国際競争力のある「世界で最も企業が活動しやすい国」の実現に向けて、法人税改革の方針を明確に示すべき。
  - 日本銀行には、2%の物価安定目標をできるだけ早期に実現することを期待する。
2. 法人税改革は、「経済再生」と「財政健全化」双方の実現のために必要不可欠であり、以下の方針で取り組むべきである。また、年末に向け、双方を実現する観点から、マクロ経済全体で議論することが重要である。諮問会議として法人税改革の議論を継続すべき。
  - 企業が新たな投資や雇用、事業展開を決断するためには中期的な展望が必要。法人税の実効税率について、将来的には25%を目指しつつ、当面、数年以内に20%台への引下げを目指すべき。
  - 「税収中立」を考える際には、「どこを基準に中立にするか」が決定的に重要。「負担率が上昇した時点」を基準とした税収中立の改革では経済再生に十分寄与せず。政府の財政健全化の取組の前提となっている予算等（2013年度補正後予算・地財計画、2014年度当初予算・地財計画）における法人税収（国・地方）のレベルを基準として、税収中立の改革を進めるべき。
  - アベノミクスの成果として、実績がこの基準を上回る場合には、その超過分と税収中立の改革による財源を合わせて、法人税率引下げに還元することで、「経済再生」と「財政健全化」の両立を目指すべき。
  - この減税の下で、2015年度のPB赤字半減は可能である。また、経済の好循環の継続をはじめとする経済再生の効果が欠損法人の減少と課税所得の増加を引き続きもたらすと見込まれ、2020年度PBは従前の見通し（内閣府の中長期試算でGDP比1.9%の赤字）から改善されるとみられる。

<sup>1</sup> 2013年度は、国10.1兆円（補正後予算）、地方6.8兆円（地財計画）、2014年度は、国10.0兆円（予算）、地方7.6兆円（地財計画）。

# 「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算)の概要

※ 平成26年1月20日 経済財政諮問会議提出(内閣府)

## 財政面における主要な想定

- ・ 2015年度については、「中期財政計画」を踏まえ、一般会計の基礎的財政収支(PB)の改善努力(各年度少なくとも4兆円程度改善)。
  - ・ 消費税率(国・地方)については、現行法を踏まえ、2015年10月1日より10%へ引上げ。
  - ・ 2016年度以降の期間については、社会保障歳出は高齢化要因等で増加、それ以外の一般歳出は物価上昇率並に増加すると想定。
- ※ 年平均1.6兆円の伸び

## 試算結果のポイント

- ・ 「経済再生ケース」では、2015年度の国・地方PBは対GDP比▲3.2%程度で、PB赤字対GDP比半減目標達成(2010年度(▲6.6%)からの半減)。2020年度の国・地方PBは対GDP比▲1.9%程度(▲11.9兆円)で、黒字化目標の達成のためには、更なる収支改善が必要。



## ＜国の一般会計の姿＞

### 「経済再生ケース」

(単位:兆円)

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	...	平成32年度 (2020年度)
P B 対象経費	70.4	72.6	74.4	-	84.0
税 収 等	47.1	54.6	59.9	-	73.9
P B	▲ 23.2	▲ 18.0	▲ 14.5	-	▲ 10.1
差 額	45.5	41.3	39.4	-	51.0
(参考)名目GDP	487.3	500.4	517.5	-	616.8

### 「参考ケース」

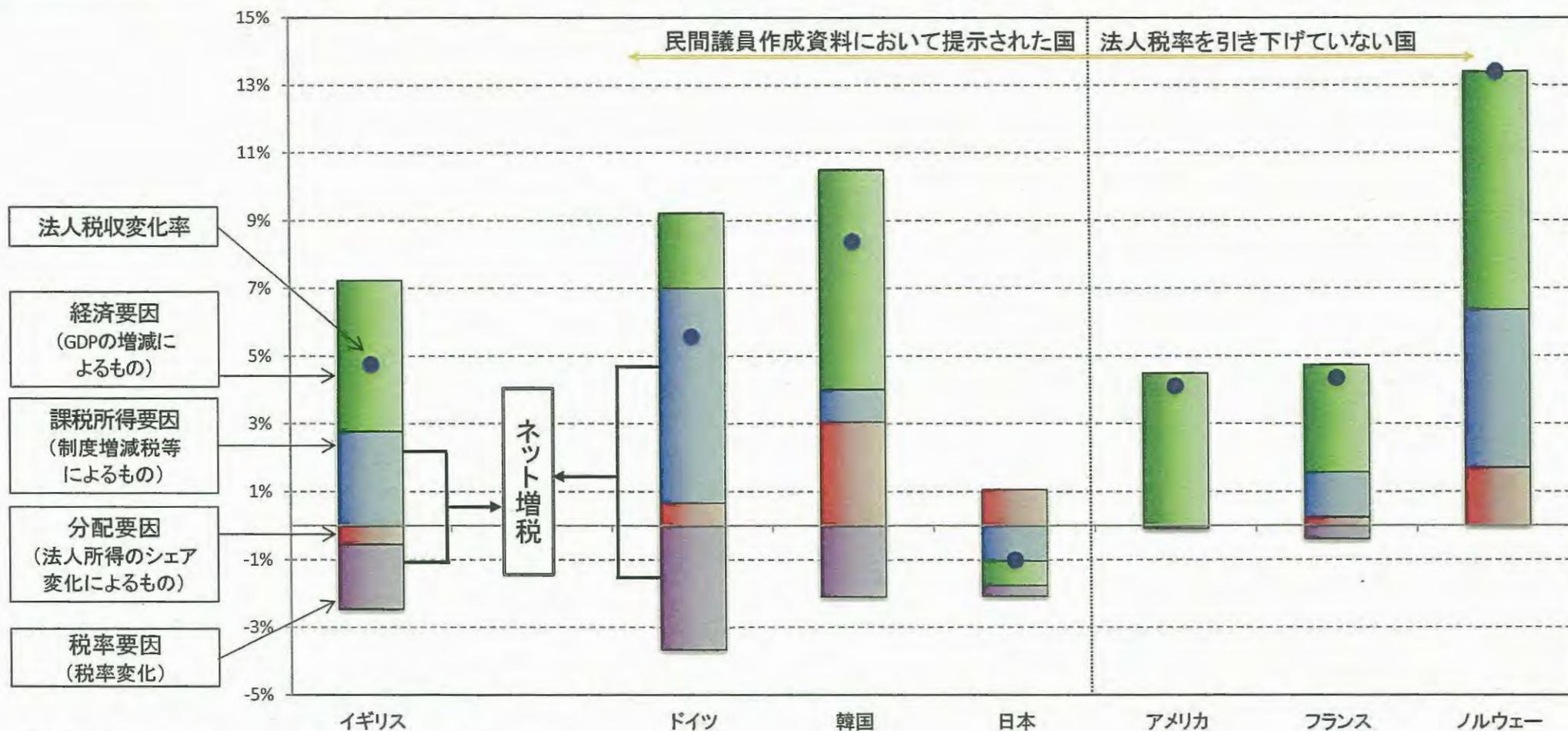
(単位:兆円)

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	...	平成32年度 (2020年度)
P B 対象経費	70.4	72.6	74.4	-	81.5
税 収 等	47.1	54.6	58.7	-	66.7
P B	▲ 23.2	▲ 18.0	▲ 15.7	-	▲ 14.8
差 額	45.5	41.3	40.2	-	50.0
(参考)名目GDP	487.3	500.4	510.3	-	558.6

(注)「年平均1.6兆円の伸び」とあるのは、平成27～32年度までの5年間の国の一般会計におけるPB対象経費の伸び(平成27～29年度における消費税率引上げに伴う社会保障4経費の充実・公経済負担増、地方交付税法定率分の増(自然体ケース)を除く)を単純に平均した額。

## 諸外国における法人税率と法人税収の関係

- 法人税率を引き下げている国においても、GDPの増加等により税収が増加しており、税率引下げと税収の伸びとの間に因果関係は認められない。
- なお、民間議員作成資料に示されているとおり、イギリス、ドイツにおいては、課税ベースの拡大による増収幅が税率の引下げによる減収幅を上回っており、ネット増税。



(出典) OECD National Accounts, 同Tax Data Base等。

(注1) データ上の制約から、要因分解の対象期間は次のとおり:

イギリス(1995-2012)、ドイツ(1995-2012)、韓国(2000-2012)、日本(2001-2011)、アメリカ(1995-2012)、フランス(1995-2012)、ノルウェー(1995-2012)

(注2) データ上の制約から、アメリカにおける課税所得要因及び分配要因については図示していない。

# 説明資料「法人税のパラドックス」の概要

(一橋大学政策大学院・経済学研究科 佐藤主光)

○ 法人税率の引下げにもかかわらず法人税収(対GDP比、以下同じ)が安定的に推移する、いわゆる「**法人税パラドックス**」の**要因**には、以下のようなものが考えられる。

- ・ 租税特別措置の廃止や減価償却費の縮減など、税率引下げに合わせた**課税ベースの拡大**。
- ・ 所得税に比して法人税の負担が低くなったことによる自営業者などの「**法人成り**」。
- ・ 経済構造の変化や景気循環、法人税減税による投資喚起を通じた**法人利益の増加**。

法人税収の決定要因と先行研究

$$\frac{\text{法人税収}}{\text{GDP}} = \frac{\text{法人税収}}{\text{民間企業所得}} \times \frac{\text{民間企業所得}}{\text{事業所得}} \times \frac{\text{事業所得}}{\text{GDP}}$$

①実質的法人税負担率

= 税率、課税ベース

②法人所得比率

= 「法人成り」

③事業所得比率

= 資本・労働の所得分配、新規起業

【先行研究例① Sorensen(2007), Pitrowska and Vanborren(2008)】

税率引下げを背景とする所得税から法人税への税源移転等による②の上昇が「パラドックス」の要因。また、①は大きく低下しておらず、税率の引下げと合わせた課税ベースの拡大を各国が実施。

【先行研究例② Devereux, Griffith and Klemm(2004)】

英国では1980年代以降法人税の実効税率(①に相当)は低下傾向にあったが、法人利益(②×③)が増加したことが要因。

○ 実証分析によれば、**法人税率の引下げは、①の低下を通じて法人税収の減少させる一方、規制改革等の構造改革による成長力の向上が、②や③の上昇を通じて、法人税収の上昇に寄与**。なお、法人税率の引下げが成長力にプラスに働いたとしても、それだけで「パラドックス」を引き起こすほど作用したかは定かではない。

○ そもそも法人税収は社会厚生(公平・効率)の改善を判断する指標ではなく、財政の持続性を担保するものでもない。

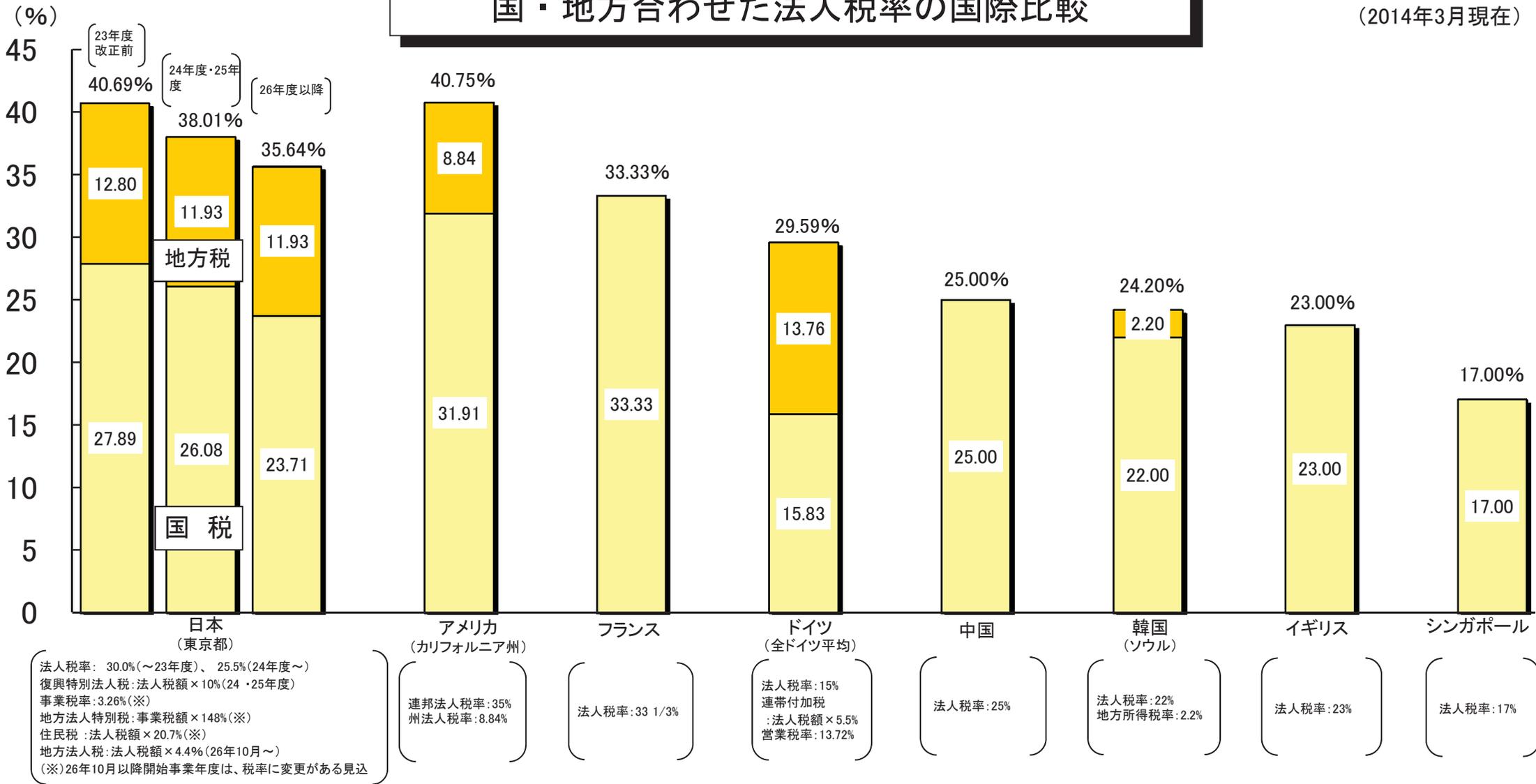
→ **「法人税パラドックス」は法人税率を下げる理由にも下げない理由にもならない**

→ **グローバル化の中、法人税が生き残ったことがパラドックスであり、これを実現した税制改革戦略が関心事**

○ 経済のグローバル化の中、各国は、課税ベースの拡大を含め、国際的租税競争への対応として「生き残る」ための税制改革を実施。(単に税率を下げただけではない)

# 国・地方合わせた法人税率の国際比較

(2014年3月現在)



- (注) 1. 上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では税率は連邦法人税率の35%となる。
4. イギリスにおける法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げることが検討されている。
5. フランスでは、売上高763万ユーロ以上の企業に対し、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対しては、2012年より2年間の時限措置として法人税付加税(法人税額の5%)が課されていたところ、2014年予算法によりさらに2年間延期された(2014年以降の税率は法人税額の10.7%)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。
6. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率39.3%(2012年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。
7. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。  
韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほかに資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

## 法人税の改革について

### 1. 法人税改革の趣旨

本年1月、安倍総理大臣はダボス会議において、「法人にかかる税金の体系も、国際相場に照らして競争的なものになければなりません」と述べられた。今般、政府税制調査会においては、この総理の発言を端緒として法人税の改革に着手した。今回の改革のおもな目的は次の2つである。

第1は、立地競争力を高めるとともに、わが国企業の競争力を強化するため、税率を引き下げることである。近年、ドイツ、イギリスなど多くの先進国が、自国の立地競争力を高め、かつ税収を維持するための法人税の構造的な改革に取り組んでいる。企業が国を選ばず時代にあって、国内に成長分野を確保するには、法人税率の引き下げは避けては通れない課題である。わが国においても、グローバル経済における法人課税のあり方を根本から考え、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という世界標準に沿った改革を行うことにより、成長志向の法人税改革を行うべき時にきている。

もちろん、法人税率引き下げだけで立地競争力を高めることはできない。コ一ポレートガバナンスの強化、労働市場改革等の規制改革、電力料金、行政手続きの簡素化などの政策をパッケージで行う必要があるが、少なくとも高い法人税率が立地選択にあたっての阻害要因になることは避けねばならない。国内企業が高付加価値分野を国内に残し、また、海外からも多くの企業が日本に直接投資を行う環境をつくることは、質の高い雇用機会を国内に確保するために不可欠の課題である。

第2は、法人税の課税ベースが狭くなり、負担が一部の黒字法人に偏っている現在の負担構造を見直すことである。現在、全法人の1%に満たない資本金1億円以上の企業が法人税収の6割以上を担っており、他方で、納税企業が全体の3割に満たないという国際的にも低い水準にある。

課税ベースの見直しは、企業の選択を歪めない税制にするという観点からも重要である。何を課税所得の対象とするかは企業の選択に影響を与えるため、企業行動をなるべく歪めることのない税制にしていかなければならない。また、租税特別措置は、一度創設されると長期にわたって存続するという問題点があるため、その必要性や効果を常にゼロベースで検証していく必要がある。

このようにして課税ベースを拡大し、かわりに税率を引き下げることにより、高収益をあげる企業の税負担を緩和し、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にすることは、企業の成長を後押しするとともに、新しい産業や新規開業が行われやすい環境を作ることもなる。近年、法人税改革に取り組んできた諸外国においても、税率引き下げと同時に課税ベースの拡大を行い、その結果として産業の新陳代謝が行われやすい環境をつくってきた。高齢化が急速に進

むわが国においては、産業の新陳代謝を促して国内に稼ぐ力をもった企業を多くつくっていくこと、また新規開業を促すこと、そして結果的に生産性を高めていくことの重要性はきわめて高い。

地方税における法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は、受益する行政サービスの対価を広く住民で負担するという「応益課税」の考え方に立っており、この観点から、企業間で広く薄く法人課税を担う構造にすることが必要である。応益課税としての性格の明確化や税収の安定化といった趣旨で、平成15年度には法人事業税の外形標準課税が導入され、すでに定着している。この外形標準課税についても、当初の趣旨に沿って応益性を高めるために一段の見直しが求められる。

また、立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてきわめて重要であり、この観点から、法人に過度に依存することがないよう地方税全体における法人課税の位置づけを再検討することが必要である。

法人税改革を行うにあたって重要な課題は、財政再建との両立である。わが国は、基礎的財政収支の赤字を2015年度に半減し、2020年度に解消することを国際的にコミットしている。内閣府の試算では、成長戦略が成功して日本経済が再生した場合に2020年度の名目成長率は3.6%になるという前提を置いているが、それでもなお2020年度における基礎的財政赤字の解消は達成されない。この厳しい財政状況を直視して法人税改革を進めなくてはならない。

法人税改革は、必ずしも単年度での税収中立である必要はない。また、法人税の枠内でのみ税収中立を図るのではなく、法人税の改革と併せて、関連する他の税目についても見直しを行う必要がある。しかし、恒久減税である以上、恒久財源を用意することは鉄則である。企業は長期の見通しに立って事業を行うために、法人税を頻繁に見直すことは望ましくなく、この観点からも恒久財源を手当てしておくことが必要である。

政府税制調査会では、これまでも法人課税のあり方について何度か議論を行ってきた。しかし、グローバル化と高齢化という大きな環境変化を踏まえて法人課税を根本から見直す作業はいまだ不十分である。

必要性が指摘されながらも法人税改革が十分に行われずにきた理由のひとつは、さまざまな利害が対立するがゆえに、課税ベース拡大などの構造的な見直しができなかったことにある。このため政策税制は毎年度のように導入されても、税率の大胆な引き下げは行われずにきた。たしかに法人税は企業の利益に直結するため、利害が激しく対立するのは当然のことでもあろう。

しかし、わが国はいまアベノミクスによってデフレ脱却を果たし、20年以上の長い停滞から抜け出ようとしている。日本経済が人口減少・高齢化という制約を克服し、再びアジアをリードする存在になるために、短期的な利害を何と

か乗り越えて、本格的な法人税改革を実現させたいものである。

法人税改革が難しい理由の2つ目は、生活に直結しない税であるがゆえに関心が高まりにくく、国民全体の理解を得られにくいことにある。法人税率の引き下げは、家計に負担を強いて企業を優遇するかのような受け止め方すらある。しかし、国内に成長力のある企業が多く存在するかどうかは、雇用に直結する問題である。また、企業の成長力は賃金にも直結する。企業と家計は二分化されているのではなく、法人税率が高すぎることにしわ寄せは、何らかのことで家計に及ぶと考えられる。世界経済の構造が急速に変わりつつあることへの危機感を共有し、広い議論を喚起しながら、法人税改革を進める必要がある。

## 2. 具体的な改革事項

- (1) 租税特別措置
- (2) 欠損金の繰越控除制度
- ◎ (3) 受取配当等の益金不算入制度
- (4) 減価償却制度
- ◎ (5) 中小法人課税
- (6) 公益法人課税等
- ◎ (7) 地方法人課税等

## 3. 法人税の改革と併せて検討すべき事項

- (1) 国際課税の見直し
- (2) 法人課税以外の税目
  - ・ 資本所得課税
  - ・ 給与所得控除
  - ・ 固定資産税等
  - ・ 新税

## 4. 改革の目標と今後の工程